

設計 令和 年 月					
設 計		検 算		確 認	

仕 様 書

1. 件 名 富貴ヶ丘浄水場浄水汚泥再資源化処理業務委託
2. 番 号 令和7年度（ ）第 原委 6 号
3. 場 所 名張市 下比奈知 地内
4. 明細書 下記のとおり

<明細書>

名 称	仕 様	予定数量 (トン)	単価 (円/トン)	設計金額 (円)	備 考
汚泥の搬出、収集運搬から処理までの業務	別紙のとおり	600			
計					
消費税相当額					
合 計					

名張市全図

業務個所 (富貴ヶ丘浄水場)



										凡
										例

S=Non Scale

名張市役所

令和7年度

富貴ヶ丘浄水場浄水汚泥再資源化処理業務委託

仕 様 書

名張市

1 目的

この仕様書は、富貴ヶ丘浄水場において、浄水処理により発生する浄水汚泥（以下、「浄水汚泥」という。）の再資源化処理に係る業務について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の規定に基づき、名張市（以下「発注者」という。）が受注者（ここでいう受注者とは、本業務委託の受託者を言う。）に委託する積込、収集・運搬及び処分（以下「委託業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

2 委託期間

契約日から令和8年3月9日までとする。

3 委託業務の範囲

(1) 受注者が委託業務を行う浄水汚泥の発生場所及びその処理予定数量は、下記のとおりとする。

発生場所	所在地	連絡先	予定数量
富貴ヶ丘浄水場	名張市下比奈知 2820 番地	0595-63-4117	600 t

(2) 受注者が処理する浄水汚泥について、廃掃法に規定される産業廃棄物の種類は「汚泥」である。なお、過去に金属等の含有組成分析及び溶出試験を行った結果は、別紙のとおりである。

(3) 委託業務の内容

ア 浄水汚泥の積込、収集・運搬及び処分

発注者が指定する場所（富貴ヶ丘浄水場内）の浄水汚泥を積込後、処理施設まで収集・運搬し、セメント原料、埋め戻し材、園芸用土等のリサイクル資材として、その全量を再資源化処理し、有効利用すること。

積込の際にバックホウ等を使用する場合は環境大臣指定の低騒音型建設機械を使用すること。

また、収集・運搬の際、浄水汚泥の飛散・流出を防止するための機能を備えた車両を使用すること。

周辺地域の住環境を考慮し、作業の待機中はもちろんのこと、作業の際も極力、アイドリングストップを実践する等、発注者の指示に従い、騒音・振動防止とともに事故防止に十分配慮の上、作業を行うこと。

なお、再資源化処理は委託期間中に完了することはもちろんのこと、収集・運搬の実施毎に、速やかに再資源化処理まで行うこと。

イ その他

廃掃法に定められた産業廃棄物処理業者として必要な業務を遵守すること。

浄水場入り口に警備員を配置しダンプトラック等の出入の誘導警備を行うこと。

4 委託業務の実施基準

廃掃法その他関係法令に定められた基準を遵守すること。

5 業者指定届出書（受注者が浄水汚泥の収集運搬かつ処分を行う場合は不要）
受注者が産業廃棄物収集運搬業者の場合は、浄水汚泥の積込及び収集・運搬のみを行い、その処分については、受注者が処分業者を指定すること。受注者が産業廃棄物処分業者の場合は浄水汚泥の処分のみを行い、その積込及び収集・運搬については受注者が収集・運搬業者を指定すること。このことに関して、受注者は、指定の「業者指定届出書」にその内容を明示し、提出すること。なお、産業廃棄物収集運搬業者は処分業者の指定する処分場まで運ぶこととし、積み替え保管は行わないこと。

6 報告

- (1) 受注者は、発注者から委託された業務が完了した後、直ちに発注者指定の業務完了報告書を作成し、マニフェストとともに発注者に提出する。
- (2) その他、市長が必要と認める図書

7 責務

- (1) 発注者は、受注者の求めに従い、処分を委託する浄水汚泥について、産業廃棄物の種類、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿、排出量等の必要な情報を通知する。
- (2) 発注者は、処分を委託する浄水汚泥に、産業廃棄物の処分の支障を生じさせるおそれのある物質を混入させないように注意する。
- (3) 受注者は、発注者から委託された浄水汚泥をその受け入れから、処理の完了まで、廃掃法に基づき適正に処理する責務を負う。
- (4) 受注者は、近隣住民等から苦情等が発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、誠意をもって対応すること。

8 危険の負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因する、と判断される事故等が発生した場合は、その責任はすべて受注者の負担とする。

9 契約の解除

発注者は、受注者がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

10 その他

発注者は受注者から業務完了報告書を受領し、かつ、その業務が適正に完了したことを確認後、受注者は排出量に契約単価を乗じて、円未満を切り捨てた額を請求することとし、その代金は発注者が受注者に支払うこととする。

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従いその都度当事者が誠意をもって協議の上、これを決める。

分析結果報告書

名張市長 北川裕之 様

計量証明事業愛知県知事登録 第445号
ISO/IEC 17025:2017 認定試験所
株式会社 環境科学研究所
〒462-0006 名古屋市中北区若鶴町152番地
TEL 052-902-4456(代) FAX 052-902-4601

依頼番号	06577-00
------	----------

検査責任者 柏木 隆頼



試料の種類	浄水汚泥(溶出試験)	採取方法	出張採取 (11月09日)		
採取場所	富貴ヶ丘浄水場汚泥				
採取日時	令和05年11月09日 8時50分	天候	*****	採取者名	山田

(注) 収集および持込試料の場合は依頼者のお申出により記入しました。

上記試料に対する検査結果をつぎのとおり報告します。

分析項目	分析の結果	分析の方法	特記事項
アルキル水銀化合物	mg/l ND(<0.0005)	告示59号 付表 3	検液作成 昭和48年環境庁告示 第13号第一, 一, イ (揮発性物質は告示第13号 別表第二)
水銀又はその化合物	mg/l < 0.0005	告示59号 付表 2	
カドミウム又はその化合物	mg/l < 0.005	規格55.4	
鉛又はその化合物	mg/l < 0.01	規格54.4	
有機りん化合物	mg/l ND(<0.1)	告示64号 付表 1	
六価クロム化合物	mg/l < 0.04	告示13号 別表第1	
ひ素又はその化合物	mg/l < 0.01	規格61.4	
シアン化合物	mg/l ND(<0.1)	規格38.1.2後 規格38.5	
ポリ塩化ビフェニル	mg/l ND(<0.0005)	告示59号 付表 4	
トリクロロエチレン	mg/l < 0.002	JIS K0125 5.2	
テトラクロロエチレン	mg/l < 0.001	JIS K0125 5.2	
ジクロロメタン	mg/l < 0.02	JIS K0125 5.2	
四塩化炭素	mg/l < 0.002	JIS K0125 5.2	
1,2-ジクロロエタン	mg/l < 0.004	JIS K0125 5.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l < 0.02	JIS K0125 5.2	

備考: ・分析の方法欄のJIS K0125は用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法, 規格は日本産業規格K0102, 告示13号は環境庁告示第13号(昭和48年2月17日), 告示59号は環境庁告示第59号(昭和46年12月28日), 告示64号は環境庁告示第64号(昭和49年9月30日)をいう。

分析結果報告書

名張市長 北川裕之 様

計量証明事業愛知県知事登録 第445号
ISO/IEC 17025:2017 認定試験所
株式会社 環境科学研究所
〒462-0006 名古屋市北区若鶴町152番地
TEL 052-902-4456(代) FAX 052-902-4601

依頼番号	06578-00
------	----------

検査責任者 柏木 隆頼



試料の種類	浄水汚泥(含有量試験)	採取方法	出張採取 (11月09日)		
採取場所	富貴ヶ丘浄水場汚泥				
採取日時	令和05年11月09日 8時50分	天候	*****	採取者名	山田

(注) 収集および持込試料の場合は依頼者のお申出により記入しました。

上記試料に対する検査結果をつぎのとおり報告します。

分析項目	分析の結果	分析の方法	特記事項
水分	% 47.6	下水試験方法(2012年版)5.1.6	
強熱減量	% 21.6	下水試験方法(2012年版)5.1.8	
二酸化珪素	%-乾 54	酸分解-ICP発光分光分析法	
酸化アルミニウム	%-乾 9.3	下水試験方法(2012年版) 3.2.22.2	
酸化第二鉄	%-乾 1.7	下水試験方法(2012年版) 3.2.10.2	
酸化カルシウム	%-乾 0.26	下水試験方法(2012年版) 3.2.20.2	
酸化マグネシウム	%-乾 0.46	下水試験方法(2012年版) 3.2.21.2	
酸化ナトリウム	%-乾 0.01	下水試験方法(2012年版) 3.2.19.2	
酸化カリウム	%-乾 0.26	下水試験方法(2012年版) 3.2.27.2	
硫黄	%-乾 0.15	下水試験方法(2012年版) 5.1.22.1	
酸化チタン	%-乾 0.20	酸分解-ICP発光分光分析法	
五酸化リン	%-乾 0.20	土壌養分分析法(T-P)として測定後、換算	
一酸化マンガン	mg/kg-乾 1300	環水大水発120725002号 II 5.6.4	
塩素	mg/kg-乾 82	下水試験方法(2012年版) 5.1.21.2	
ふっ素化合物	mg/kg-乾 10	環水大水発120725002号 II 4.12.1.1	

備考: ・分析の方法欄のJGSは地盤工学会基準、環水大水発120725002号は「底質調査方法について」(平成24年8月8日)をいう。

発行番号 : KE2311232
発行年月日 : 令和5年12月18日

結果報告書

名張市長 北川裕之 様

計量証明事業所登録 愛知県知事登録705号
特定計量証明事業者 認定番号N-0113-01
株式会社 環境科学研究所
愛知県名古屋市北区岩鶴町152番地
TEL 052-902-4456 FAX 052-902-4601
計量管理者・環境計量士(濃度)
(登録 2740号) 柏木 隆頼



試料に対する測定の結果を下記の通り報告いたします。

1. 試料に関する情報

依頼者名	名張市 上下水道部
試料採取地	富貴ヶ丘浄水場(三重県名張市下比奈知2820)
試料種類	浄水汚泥
試料名称	富貴ヶ丘浄水場 浄水汚泥
試料採取日	令和5年11月9日(08時50分)
試料採取者	株式会社 環境科学研究所 山田 龍一
測定の実施期間	試料搬入日: 令和5年11月9日 ~ 分析終了日: 令和5年12月18日

2. 測定の結果

測定の対象		測定の結果	単位
ダイオキシン類濃度	合計実測濃度	2.5	ng/g
	毒性当量	0.0018	ng-TEQ/g
	-	-	-

3. 測定の方法

- ・「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省 告示第192号)」

(備考)

1. 毒性等価係数は、WHO/IPCS(2006)を用いた。
2. ダイオキシン類濃度の詳細についてはダイオキシン類測定結果に示す。
3. Co-PCB(コプラナーPCB)とDL-PCB(ダイオキシンライクPCB)、毒性等量と毒性当量はそれぞれ同義語である。

業務の一部を外部の者に行かせた場合

当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称および事業所の所在地

件名等

ダイオキシン類測定結果

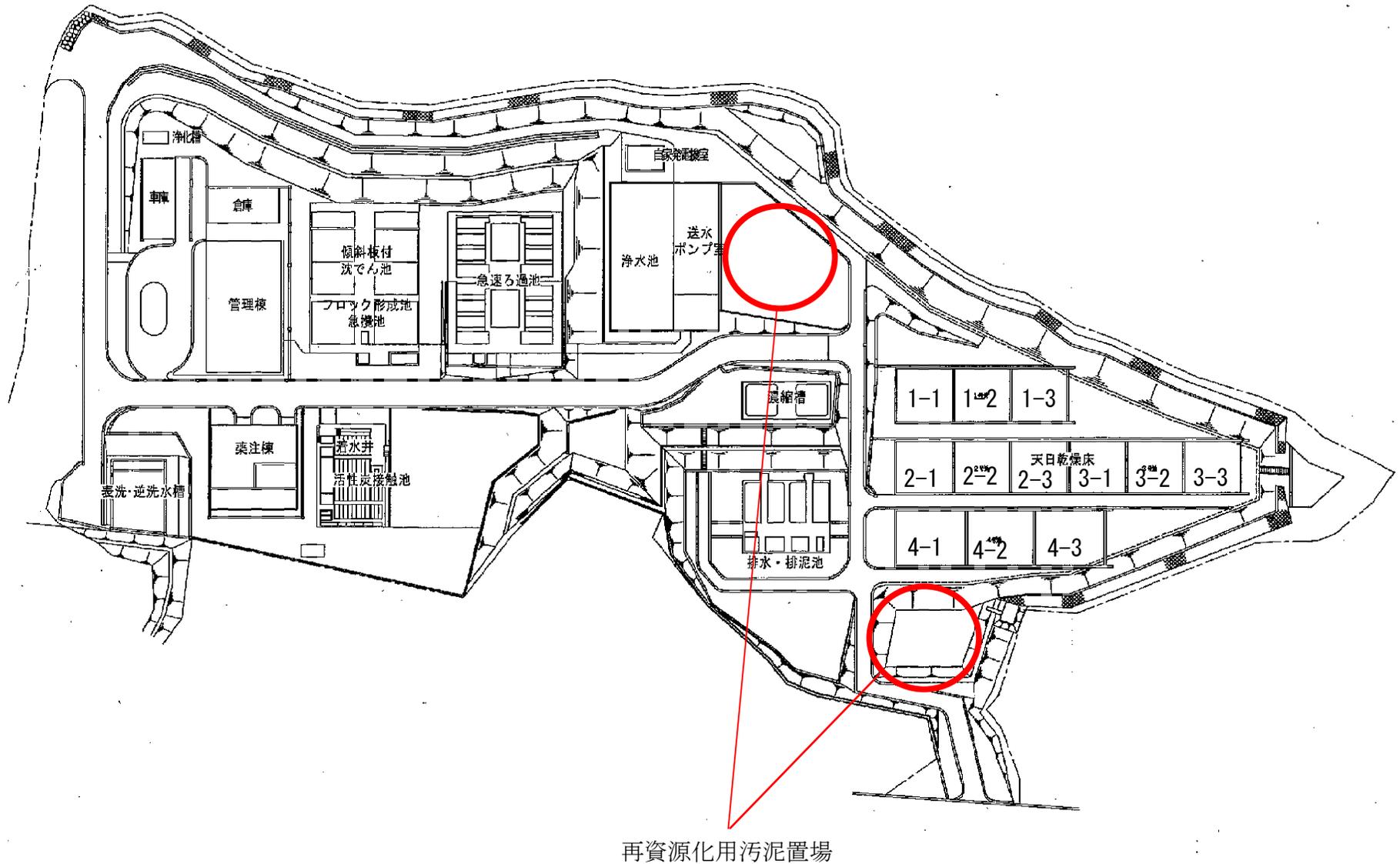
発行番号 : KE2311232

ダイオキシン類	実測濃度 ng/g	試料における 定量下限 ng/g	試料における 検出下限 ng/g	毒性等価係数 TEF	毒性当量 ng-TEQ/g	
PCDD	1,3,6,8-TeCDD	0.095	0.011	0.003	-	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.036	0.011	0.003	-	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.011	0.003	1	0
	TeCDDs	0.13	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.012	0.004	1	0
	PeCDDs	0.019	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	ND	0.021	0.007	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	ND	0.020	0.007	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	ND	0.020	0.005	0.1	0
	HxCDDs	0.028	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.12	0.025	0.008	0.01	0.0012
	HpCDDs	0.25	-	-	-	-
	OCDD	1.9	0.04	0.01	0.0003	0.00057
	Total PCDDs	2.3	-	-	-	0.00177
PCDF	1,2,7,8-TeCDF	ND	0.012	0.004	-	-
	2,3,7,8-TeCDF	ND	0.012	0.004	0.1	0
	TeCDFs	0.005	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDF	ND	0.013	0.004	0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	ND	0.013	0.004	0.3	0
	PeCDFs	0.0	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	ND	0.021	0.007	0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	ND	0.020	0.005	0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.019	0.005	0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF (*1)	ND	0.020	0.005	0.1	0
	HxCDFs	0.0	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	(0.009)	0.024	0.008	0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	ND	0.023	0.007	0.01	0
	HpCDFs	0.029	-	-	-	-
OCDF	(0.031)	0.032	0.009	0.0003	0	
Total PCDFs	0.065	-	-	-	0	
Total PCDDs+PCDFs	2.4	-	-	-	0.00177	
DL-PCB	3,3',4,4'-TeCB (#77)	ND	0.016	0.005	0.0001	0
	3,4,4',5'-TeCB (#81)	ND	0.016	0.005	0.0003	0
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	ND	0.021	0.007	0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	ND	0.025	0.008	0.03	0
	Total Non-ortho DL-PCBs	0.0	-	-	-	0
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	(0.015)	0.020	0.005	0.00003	0
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114) (*2)	ND	0.021	0.007	0.00003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	0.043	0.028	0.008	0.00003	0.00000129
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	ND	0.023	0.007	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	(0.010)	0.029	0.009	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	ND	0.029	0.009	0.00003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	ND	0.023	0.007	0.00003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	ND	0.028	0.008	0.00003	0
Total Mono-ortho DL-PCBs	0.068	-	-	-	0.00000129	
Total DL-PCBs	0.068	-	-	-	0.00000129	
Total ダイオキシン類	2.5	-	-	-	0.0018	

備考

1. 実測濃度は有効桁数2桁で示す。ただし検出下限の桁までとする。
2. 実測濃度の括弧付きの数値は、検出下限以上、定量下限未満であることを示す。
3. 実測濃度が"ND"のものは、検出下限未満であることを示す。
4. 毒性等価係数はWHO/IPCS(2006)のTEFを適用した。
5. 毒性当量は、定量下限未満を0(ゼロ)として算出した。
6. (*1)で示した異性体には、1,2,3,6,8,9-HxCDF異性体成分が含まれる。
7. (*2)で示した異性体には、3,3',4,5,5'-PeCB(#127)異性体成分が含まれる。

富貴ヶ丘浄水場平面図 No SCALE



再資源化用汚泥置場